

別紙 3-2 施設保守管理等仕様書

(中央体育館)

中央体育館 清掃業務

- 1 所在地 静岡市葵区駿府町 2 番 80 号
- 2 名称 静岡市中央体育館
- 3 清掃区分
 - (1) 日常清掃 原則として日曜日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)を除き毎日清掃する。
 - (2) 定期清掃 原則として年3回実施する。
 - (3) 臨時清掃 行事等のためその必要性が生じた場合は臨時に清掃する。
- 4 清掃基準
清掃作業区域は別表のとおりとし、細部については、委託者の指示を受けること。
- 5 作業内容
 - (1) 体育館及び管理棟等の清掃
 - ア アリーナは午前8時30分までに、その他の各場所は午後5時までに清掃すること。
 - イ 各場所、各階から出るごみ等は、所定の場所で処理すること。
 - ウ 建物の周辺は、玄関を主体として1日1回以上見回りし、ゴミ拾い等清掃を行うこと。
 - エ 便所は、毎日清掃するほか、便器等は、定期的にクレンザー、フロアオイルを使用して清掃すること。
 - オ トイレットペーパー、消毒液等で委託者が供給するものは、常時補給取替えを行うこと。
 - カ 湯沸場は、毎日清掃するほか、クレンザー等を使用して定期的に手入れを行い、茶殻処理も併せて行うこと。
 - キ 廊下、階段、ロビー、ホール、フロアーは、毎日1回以上ほうき、モップ等を使用して清掃するほか、随時見回り清掃を行うこと。
 - ク 中央体育館出入口のマットは、常時土砂を取り、定期的に水洗いすること。
 - ケ 各所清掃中に不用品と思われる物品が置かれている場合は、委託者に所属を聞き、不用であることが判明したときは、委託者の指示により処理すること。
 - コ 弓道場は毎朝清掃作業前にシャッターを開放し、また、委託者の指示により閉鎖すること。
 - (2) その他
中央体育館敷地内の雑草の除草を委託者の指示により行うこと
- 6 作業時間 作業時間は、原則として午前8時から午後5時までとする。

7 作業等の報告義務

- (1) 作業中に誤って市財産に損傷を加えたときは、速やかに委託者に報告すること。
- (2) 作業中に器物の損傷を発見したときは、速やかに委託者に報告すること。
- (3) 作業の主任者は、毎日作業終了後、当日の状況を委託者に報告すること。

8 作業上の留意事項 関係法令を順守するとともに危険作業に従事する作業員の安全管理には、特に留意すること。

中央体育館 機械警備業務

- 1 警備対象物件 静岡市葵区駿府町2番80号
静岡市中央体育館

- 2 警備方法
 - (1) 機械警備
 - (2) 警備業務のために必要な機械、機器、その他の器具類はすべて受託者の負担とする。

- 3 業務の内容
防犯、火災の機械警備業務

- 4 警備時間
 - (1) 毎日（(2)及び(3)に定める日を除く）、午後9時30分から翌日午前8時30分までとする。
 - (2) 毎月第1月曜日の休館日（当日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日以後の最初の休日以外の日）は午後5時15分から翌日午前8時30分までとする。
 - (3) 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）は、午前8時30分から翌日午前8時30分までとする。

中央体育館 空調設備保守点検業務

- 1 所在地 静岡市葵区駿府町2番80号
- 2 名称 静岡市中央体育館
- 3 保守点検箇所及び点検内容
- (1) ハンドリングユニット
- アリーナ棟 (AHU-1) 年2回
- 管理棟 (AHU-2) 年2回
- 熱交換器洗浄 (フィルター共) 4台
- (2) ガスヒートポンプエアコン
- 屋外機 年1回
- 1・2階事務所 (GHCP560HMT4) 1台
- 1階トレーニング場 (GHCP355HMT4) 1台
- 1階卓球場 (GHCP355HMT4) 2台
- 2階剣道場・柔道場 (GHCP450HMT4) 2台
- 2階柔道場 (GHCPJ450HMT4) 1台
- 4階多目的室①②③ (GHCPJ335HMT4) 1台
- 4階大会議室 (GHCPJ450HMT4) 1台
- 4階軽運動場 (GHCPJ224HMT4) 1台
- 4階教室A～E、相談・職員・2階事務室 (GHCPJ560HMT4) 1台
- 室内機点検及びフィルター清掃 2回 48台
- (3) 空冷ヒートポンプ(ルームエアコン)
- 室内、屋外機点検及びフィルター清掃 年2回 2台
- (4) 吸収式冷温水器
- T S A - A U W - 180 E 1 G 2 P L 2基
- 冷房入切点検、暖房入切点検
- 冷却水系統ブラッシング清掃
- (5) 冷却塔
- S K B - 180 G S 2基
- 送風機
- 振動・バランス、ファンスタック・ベルトカバー変形・錆・腐食
- 羽根損傷・錆・腐食、Vベルト・損傷・張調整、軸受・異音(聴音による確認)
- 電動機・異音・絶縁測定
- 本体

本体外観・破損・変形、充填材・目詰り・損傷、ストレーナー・目詰り・破損
水槽

上部・下部水槽清掃

(6) 冷却水管理装置

薬液注入装置点検 年1回

薬注装置消耗材 年1回

バルブセット2組、ダイヤフラム1台、Oリング3ヶ、ブレードホース1組
サイフォンチャッキ弁1台、薬液タンク接続サクシヨンバルブ1台

(7) ポンプ類

PCD-1 (冷却水ポンプ) S J 4-125*100 J C 618 2台

PCH-1 (冷温水ポンプ) S J 4-125*100 K 615 2台

PA-1 (補給水ポンプ) S X-P C L 404-62.2D 1台

本体：外観、軸継手ゴム、軸継手の芯狂い、電源電圧、運転電流

電動機：外観、回転、絶縁抵抗

フード弁、逆止弁、圧力計等

(8) 送、排風機 年1回

F S-1送風機 C L F 5-# 2-T H-R-R S-B 1台

F E-1排風機 C L F 5-# 2-B H-R-R S-B 1台

A F-1送風機 C L F 2-# 6-T V-R-R S-B 2台

A F-2送風機 C L F 5-U-# 3-B H-L-R S 4台

F-1排風機 C L F 5-# 2.5-T H-L-R S-B 1台

外観：全体、ボルト、防振材

電動機：発熱、絶縁抵抗、電流値

軸受：発熱、音及び振動

Vベルト、プーリー、羽根車

(9) 換気扇、熱交換器、空気清浄機 年2回 72台

点検、清掃

(10) 自動制御機器

アリーナ棟空調機制御 1 C P-1. 2 年2回

アリーナ棟天井送風機制御 R C P-1. 2 年1回

管理棟空調機制御 1 C P-3. 4 年2回

管理棟熱源制御 年2回

中央監視装置

4 不時の故障点検調整

対象物件に不時の故障等があった場合、直ちに技術員を派遣し、点検調整を行うこと。

5 点検結果報告書

点検終了後は、上記機器毎に点検の結果をまとめた報告書を提出すること。

6 その他

点検及び試運転に当たり、その他必要な事項については協議し、これを行うこと。

中央体育館 自動扉開閉装置保守点検業務

1 対象物件

自動扉開閉装置 VS-60N25 片引型 1台

2 保守点検内容

(1) 定期点検 期間中 年2回

- ア 自動扉エンジン本体の点検
- イ 制御機器の点検
- ウ 検知器、センサーの点検
- エ 各制御用マイクロスイッチの点検
- オ その他附属部品

(2) 臨時保守点検

不時の故障に対する修理、点検整備を行う。

3 費用負担

点検、整備及び修繕にかかった費用は保守点検業務の中に含まれるものとする。

4 報告

点検、調整等を実施した時は、作業内容に関する点検報告書を提出すること。

5 その他

本仕様書に定めのない事項については、協議の上決定すること。

中央体育館 非常用発電装置保守点検業務

1 点検対象 明電舎製 ZXMA125P10BSS 1台

2 保守点検内容

| 点検 | 検査項目 | 点 検 要 領 | 点検期間 | | 判定基準 |
|------------------|--------------|--|------|----|--|
| | | | 6か月 | 1年 | |
| 外 観 点 検 | 自家発電機 | 1 浸水、漏水の恐れがないか 2 防火区画の破損の有無 3 室内の管理、整頓(工具を含む)および清掃状態 4 開閉器具の破損の有無 | | | 目視で判断 |
| | 換気の状態 | 換気口がふさがれていないかを確認 | | | 目視で判断 |
| | 排気筒 | 1 破損、亀裂、支持金具の確認 2 周囲に可燃部がないか確認 | | | 目視で判断 |
| | 発電機及びエンジン | 1 端子部の締めつけ状況の確認 2 計器の破損の有無 3 油漏れ、水漏れ、清掃状態、廃油処理 | | | 目視で判断 |
| | 燃料及び冷却水系統 | 1 燃料油容量の確認 2 冷却水容量の確認 3 各バルブは運転可能状態にあるか | | | レベルゲージで確認 2 時間以上目視で判断 |
| | バッテリー及び充電器装置 | 1 バッテリーの電解液量(適合するものに限る) 2 計器の破損の有無 | | | 目視で判断 充電電圧 26.2V以上 |
| | 発電機盤及び自動始動盤 | 1 計器類破損の有無 2 ランプ、スイッチの破損の有無 | | | 自動、手動選択スイッチ「自動」充電ランプ(緑)制御電源(白)点灯故障表示灯(赤)消灯 |
| | 耐震装置 | アンカボルトの等の変形、破損等がないかを確認する | | | 目視で判断 |
| 作動点検 | 自家発電装置 | 手動で始動させ、作動状態及び電圧確立が正常であることを確認 | | | 40秒以内確立無負荷運転5分以内 |

| | | | | |
|------|--------------|--|--|---|
| 機能点検 | 換気状態 | 換気装置が正常に作動するかを確認 | | 室温40℃以内 |
| | エンジン | 1 運転中に漏油、漏水、ガス漏れ異音、異常な振動及び発熱がないかを確認 2 実負荷により負荷運転を行いエンジンの状態を確認 3 吸気、排気の状態が適正であるかを確認 | | 無負荷運転はできるだけ避けること 1時間以上の負荷運転 |
| | 発電機及び盤 | 電圧及び周波数が、正常であるかを確認 | | 負荷状態で定格電圧 |
| | 計器及び継電器等 | 1 計器、継電器、表示灯等の作動状況等が、正常であるかを確認する 2 各保護装置の確認 | | |
| 総合点検 | バッテリー及び充電器装置 | 1 自家発電装置を5回始動させるに十分な容量であり均等、浮動が自動で行われること 2 バッテリーの電圧(浮動充電時) | | 比重1.22以上(20℃以上) 26.2V以上均等充電ランプの消灯確認各セル電圧±0.1Vのばらつき比重のばらつきがないこと |
| | 設備の作動状況 | 自家発電設備に切り替えた状態で負荷設備が正常に作動するかを確認する | | 正常に作動すること |
| | 接地抵抗 | 規定値以下であること | | 100Ω以下 |
| | 絶縁抵抗 | 規定値以下であること | | 2MΩ以上 |
| 負荷試験 | 運転状況 | 疑似負荷装置、実負荷試験等により、定格回転速度及び定格出力30%以上の負荷で必要な時間連続運転を行い、確認する。 | | 漏油、異臭、不規則音、異常な振動、発熱等がなく、正常に作動すること。 |

- 3 点検回数 年2回
- 4 点検結果報告書 点検終了後は、点検の結果をまとめた報告書を提出すること。
- 5 その他 本仕様書に定めのない事項については、協議の上決定すること。

中央体育館 消防設備保守点検業務

本業務は、消防法第17条3の3及び消防法施行規則第31条の6の規定に基づき、消防用設備の点検を行うものである。

1 所在地 静岡市葵区駿府町2番80号

2 名称 静岡市中央体育館

3 点検時期

(1) 機器点検 年2回

(2) 総合点検 年1回

4 業務内容

(1) 一般事項

保守点検業務は、消防法、同施行令、同法施行規則及びこれに基づく告示などの定めにより、実施すること。

(2) 点検方法

点検は「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年5月31日消防庁告示第9号）」、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和50年10月16日消防庁告示第14号）」及び「消防用設備等の点検要領の全部改正について（平成14年6月11日消防予第172号（最終改正平成30年6月1日））別添」に定めるところによる。

(3) 消防機関への報告

消防法に基づく消防機関への報告手続き及び検査立会いを行うものとする。

5 特記事項

(1) 施設内に設置されている消防用設備及びガス漏れ警報設備（屋内プール）が正常に作動するように点検整備を行うこと。

(2) 点検は当施設各担当職員と事前に協議し、業務に使用をきたさないように行うこと。

(3) 本点検委託の保証期間は、機器点検後6ヶ月、総合点検後6ヶ月とする。保証期間内に故障等連絡があった場合は速やかに点検を行うこと。

(4) 機器点検、総合点検終了後は、速やかに点検報告書を提出すること。

(5) 本仕様書に定めがない事項については、双方協議の上決定すること。

6 点検設備

(1) 自動火災報知設備

| | | | | | |
|------------------|------|-------------|-----|-------------|------|
| 受信機複合R型 | 1台 | 感知器定温式スポット型 | 44ヶ | 感知器差動式スポット型 | 256ヶ |
| 煙感知器 | 107ヶ | 発信機P型1級 | 25ヶ | 光電式分離型感知器 | 1ヶ |
| | | P型2級 | 5ヶ | | |
| 表示灯 | 30ヶ | 常用電源 | 3式 | 予備電源 | 3式 |
| (プール) 受信機P型2級 1台 | | | | | |
| (弓道場) 受信機P型1級 1台 | | | | | |

(2) 屋内消火栓設備

| | | | | | |
|--------|-----|-----|----|---------|----|
| 加圧送水装置 | 2台 | 操作盤 | 2台 | 起動用スイッチ | 8ヶ |
| 屋内消火栓 | 10基 | 表示盤 | 1台 | | |

(3) 非常放送設備

| | | | | | |
|------|----|-------|-----|------|----|
| 増幅器 | 1台 | スピーカー | 95台 | 非常電源 | 1式 |
| 常用電源 | 1式 | | | | |

(4) 誘導灯設備

| | | | | | |
|-----|-----|--|--|--|--|
| 誘導灯 | 64灯 | | | | |
|-----|-----|--|--|--|--|

(5) 消火器設備

| | | | | | |
|-----|-----|--|--|--|--|
| 消火器 | 67本 | | | | |
|-----|-----|--|--|--|--|

(6) スプリンクラー消火設備

| | | | | | |
|-------|----|--------|----|------------|------|
| 起動装置 | 1式 | 流水検知装置 | 1台 | スプリンクラーヘッド | 612個 |
| 補助散水栓 | 9台 | 送水口 | 1組 | | |

(7) 防火・防排煙設備

| | | | | | |
|----------|-----|-----|-----|-------|-----|
| シャッター煙連動 | 17個 | 防火扉 | 13ヶ | 電子ブザー | 12ヶ |
| 煙感知器 | 37ヶ | 垂れ壁 | 5枚 | | |

中央体育館 エレベーター保守点検業務

- 1 点検対象 乗用エレベーター 1基

- 2 仕様
 - (1) 形式用途 機械室レス 乗用エレベーター
 - (2) 定格積載量 900kg 13人乗
 - (3) 定格速度 45m/min
 - (4) 運転方法 全自動乗合方式
 - (5) 停止階 3箇所(1～3階)

- 3 点検回数
 - (1) エレベーターの各部機構の点検、給油、調査 月1回
 - (2) 建築基準法第12条の規定に基づく法定点検 年1回

- 4 点検内容
 - (1) 制御盤 受電盤
変形、損傷、さび、腐食の状態
異常音、異臭等
指示計器、表示灯類
マイコン、インバーターユニット
 - (2) ピット
ピット内環境、タラップの取り付け、ピット内安全スイッチ
 - (3) 巻き上げ電動機等
汚損、変形、さび、油漏れ等
異常音、異臭、異常振動
軸受け部給油、ディスクブレーキ
 - (4) 調速機
汚損、さび、変形、破損等
異常音、異臭、異常振動
 - (5) かが室
汚損、さび、変形、破損等
 - (6) 戸開閉装置
セーフティシュー、ドアマシン装置、ドアロック機構、敷居溝等
 - (7) 昇降路
リミットスイッチ、その他のスイッチ、制御ケーブル、ガイドシュー

(8) 乗り場

インジケーター、呼びボタン、三方枠、扉等

(9) 管制運転装置

地震時管制運転装置、冠水時管制装置、火災時管制運転装置、遠隔監視装置、停電時管制運転装置

5 特記事項

- (1) 点検により磨耗・破損等が判明した場合には直ちに修理すること。
- (2) 故障・運行異常時は速やかに対応すること。
- (3) 点検日については事前に協議し、業務に支障のないようにすること。
- (4) 点検・修理等を実施したときは、速やかに点検報告書を提出すること。
- (5) 本仕様書に定めがない事項については、双方協議の上決定すること。

中央体育館 プール監視等業務

1 業務内容（詳細は、別紙要領及び要領細項に示すところによる。）

- (1) プール監視業務
- (2) プール受付業務
- (3) プール清掃業務（プール内、プールサイド、トイレ、更衣室及び通路等含む）
- (4) その他

2 業務時間及び休務日

- (1) 翌日が休館日となる日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）は、午前9時から午後6時までとする。
- (2) 休館日を除く上記（1）以外の日は、午前9時から午後9時までとする。
- (3) 休館日（毎週月曜日（当日が休日に当たるときは、その翌日以後の最初の休日以外の日）及び12月29日から翌年の1月3日までの日）は、休務日とする。
- (4) その他必要に応じて休務日を指定する。

3 人員配置

- (1) 人員配置箇所はプール受付、プールサイド（監視）とする。

| | |
|----------|-------------|
| 4月から6月まで | 昼夜4箇所 |
| 7月から8月まで | 昼間6箇所、夜間4箇所 |
| 9月から3月まで | 昼夜4箇所 |
- (2) 委託業務の常駐箇所に従事する監視員に不足を生じた場合は、直ちにこれを補充すること。

4 監視員資格

- (1) 監視員は、男女を問わず18歳以上で委託業務の実施に当たり、支障のないよう適格な従事者を配置すること。
- (2) 水泳の救助に関する資格を有する者を1名以上配置すること。

5 その他

- (1) 受託者は、従事者の名簿を関係書類に添えて提出すること。
- (2) 業務の配備要員等に変更があった場合、報告すること。
- (3) 受託者は、業務マニュアルを作成し、従事者に周知するとともに委託者にも提出すること。また、修正等が生じた場合にも同様とすること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上で決定すること。

プール監視等業務要領

1 目 的

プール利用者が快適に利用できるように配慮するとともに、事故のないよう利用者の安全に十分注意を払い、安心して泳げる場をつくることを目的とする。

2 業 務

監視員の業務は次の各号に掲げるものとする。

- (1) プール場内の監視
- (2) 利用者の事故を防止するための指導
- (3) 事故発生時における事故者の救助及び応急手当
- (4) プール場内の衛生管理
- (5) 案内及び注意事項の放送
- (6) 入替え時における退場確認

3 監 視

- (1) 監視台による監視員の監視は、次のとおりとする。

ア 監視台は、原則大プール2台、小プール1台とする。

イ 監視台での監視者は監視範囲の水面、水底及びプールサイドを注視し、事故防止につとめる。特に混雑時には他の監視員にパトロール（巡回）を要請し利用者の安全を確保する。

ウ 溺者発見の場合は、ポリス笛を吹き、他の監視員に知らせるとともに溺者の位置を指示する。ただし自分が一番近いときは直ちに救助する。

- (2) 巡回（パトロール）による監視員の監視

プールサイドを巡回し、水面、水底の確認及びプールサイド、シャワースペース等の監視に当たる。その際、場内設備や衛生面の欠陥も調べるほか、風紀取締りも併せて行う。

- (3) 監視員の共通事項

ア プール又はプールサイドでの子供等の悪ふざけについて注意する。

イ 入場者数を判断し、プール内の混乱を避けるように努める。

ウ 一般利用者に迷惑のかかる個人指導、または一般利用者としてグループ、若しくは団体で泳ぎに来て、他の一般利用者に迷惑をかける場合は個人利用の趣旨を説明してやめさせる。

エ 事故につながる装身具及び水泳用具は事情を説明し、保管場所を指示する。

オ 初心者には安全を考え、監視に万全を帰すとともに泳ぐ場所を指示する。

カ 溺者及び事故者を発見した場合は、直ちに救助し応急手当をする。また気分の悪くなったものについても同様手当てをするとともに体育館事務室に連絡する。

キ 常に救急器具は、整理し清潔に保つ。

ク プール内での利用者のトラブルは、直ちに適切な対応をし、体育館事務室に報告

する。

ケ 監視主任は、毎日監視報告書を作成し、体育館事務室に提出する。

(4) 事故発生時の対処

ア 溺者を発見したらポリス笛で合図し、他の監視員と協力するとともに、救助しやすいように放送で指示する。また事故発生時には利用者全員をプールサイドにあげる。

イ 事故者の症状が重い場合は直ちに救急車を要請し、体育館事務室に連絡する。

ウ 監視員は、毛布で事故者を保温し、A E D及び心肺蘇生法等適切な処置をし、救急隊が来るまで続ける。

エ 救助者は事故発生時の状況を、監視状況報告書に記録する。

(5) 監視中の注意事項

ア 監視台における態度は、利用者の批判を受けないように注意する。

イ 勤務中は、利用者に水泳指導はしない。

ウ 必要以外の場所に無断で立ち入らない。

4 休憩時間

(1) 2時間ごとに休憩時間を設けているので、次の職務のため体を休めるとともに食事等はこの時間内にする。

(2) プール公開10分前にはすべての準備を完了させておかなければならない。

5 放送

休憩と終了は館内マイクを使用し放送する。

6 監視員の心得と留意事項

(1) 監視員は、業務が水泳の安全監視であり、人命を預かるものであるため、事故防止に万全を期すとともに、健康な状態で仕事につけるよう、常に自分自身の健康管理と、人命救助に関する知識と技能を高めるよう努力しなければならない。

(2) 監視員は、プール利用者と接する機会が多いので、その応対に充分気を配らなければならない。

ア プール利用注意事項の違反者に注意を与える場合にも、周囲の影響を考え、言葉遣いは、特に慎重に感情に左右されることなく親切に注意する。

イ 監視員は非常に目立つ存在であるので、日頃の立ち居振る舞いにも注意しなければならない。

(3) 監視員室には、関係者以外入室させてはならない。

7 清掃

ア 毎日の清掃は、午前9時までに行う。

イ プールサイドは異物の有無を点検し、週1回甲の指示により、デッキブラシ等を使用してごみ及び藻の除去作業を行うほか、随時見回り清掃を行う。

ウ ガラス清掃は、委託期間中に1回クリーニングする。

エ 更衣室等も見回り、悪臭、カビ等を発生させないよう衛生管理に努める。

8 その他

施設に損傷を発見した場合、軽易なものについては迅速に対応処置し、体育館事務所に報告する。

プール受付業務要領

1 目 的

プール使用手続きが正しく行われているかを把握するとともに、事故防止のための補助的な役割を果たすことを目的とする。

2 受付業務

- (1) プール利用者の案内及び利用者のチェックを行う。
- (2) 一日の利用状況の報告書を作成し、報告する。
- (3) 個人利用者の利用券確認と受理及び、ビート板の貸出しをする。
- (4) 低学年児童（小学校2年生以下）の遊泳者は親と一緒に入らなければならぬため、保護者の確認をする。
- (5) 泥酔者、不適格者の入場を阻止する。
- (6) 日報の記入、札の整理をする。
- (7) 終了間際の入場者の指導をする。
- (8) 団体利用者の利用許可書の人数確認を行い、不足分は券売機で購入してもらう。
- (9) コインロッカーの故障は、体育館事務所に報告する。
- (10) 落とし物は、陳列場所に置き、金銭は体育館事務所に保管する。
- (11) その他の業務に関しては、体育協会中央体育館の指示に従い執務すること。

3 その他

窓口におけるトラブルは軽易なものは適正に処理し、体育館事務室に報告すること。また、内容が重大であるものは体育館事務所に連絡し、職員の応援を得て、適切な対応をすること。

プール監視等業務要領細項

1 業務内容の細項

(1) 朝の業務

- ア プール内・サイド、トイレ、更衣室及び通路の安全確認と清掃
- イ プールロボットの回収と袋の清掃交換・調整及びプールの底の汚物除去
- ウ フロアマットの清掃と取り替え
- エ 観覧席及び渡り廊下の鍵あけ
- オ プール内の各排水溝のネジ等の確認
- カ コースロープの確認

(2) 昼及び入替え時間の業務

- ア プールサイド、底、更衣室及びトイレの安全点検
- イ 遊泳人員、留意事項等の日報への記入
- ウ 利用券の枚数確認と整理

(3) 夜の業務

- ア プール館内の安全点検と施錠・塗装のはがれ、金属の腐食等の点検、
プール館内の窓、プール出入口、見学席、指導員室及び渡り廊下の施錠
- イ 日報の記入と提出及び利用券の整理と返還
- ウ プールロボットの投入を行う。

(4) 遊泳時間の業務

- ア 監視台にて危険防止のための監視
- イ 巡視員がいない場合は、定期的にプールサイドに降りて巡視
- ウ 不適格者の注意、危険行為の注意
- エ 休憩時間の安全点検をする（プールサイド一周）。
- オ 休憩時間の指示をする、笛（5分間休憩です）（終了時間です）。
- カ コースロープの保護及び使用コースを立て札にて指示
コースロープを張るときは、たるみのないようにする。また、あげる際は傷
つけないようにし、プールサイドの隅におく。
コースロープをひと場所に2本以上セットしない。
- キ 混雑の際、コースロープの増減、とびこみを禁止
- ク 浮島の貸出し（券と引き換え）
- ケ シャワースペースでの子供の水遊びを禁止
- コ 監視、受付の交替は、間ができないように配慮
- サ 照明は、必要に応じ、適時判断して点灯する。

(5) プール定期清掃業務

- ア 年4回実施する（ガラス清掃は年1回）。
- イ 標準人員は15人とする。

(6) その他の業務

- ア 施設、設備の破損は事務所に報告し、指示を求める。
- イ 服装は、サンダル、笛、名札、決められた監視服を着用する。
- ウ 屋内プールの外周の清掃をする。
- エ その他中央体育館の指示する業務にあたる。

中央体育館 プール機械運転等管理業務

1 委託業務対象 中央体育館プールの設備

2 従事者 従事者は1名以上常駐とすること。

3 勤務時間

従事者の勤務時間については下記のとおりとする。

- (1) 通常日(次の(2)(3)に定める日を除く日)は、午前8時30分から午後8時30分まで。(12月から3月は、午前8時から午後8時30分まで。)
- (2) 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)は、午前8時30分から午後5時30分まで。
- (3) 休館日(毎週月曜日(当日が休日に当たるときは、その翌日以後の最初の休日以外の日)は、午前8時30分から午後5時まで。

4 休務日

12月29日から翌年1月3日まで

5 業務内容

- (1) プール水循環、濾過、昇温設備、暖房設備、給湯設備等の取り扱い及び維持管理並びに機械室の清掃
- (2) プールの管理
室温、水温、湿度、水の汚れ補水、滅菌、照明灯の点滅等について委託者から指示された基準を守り、常に衛生的で、かつ快適な状態を維持すること。
- (3) プール水の濾過清浄
ア 濾過装置の逆洗、薬注洗浄は適時行うこと。
イ プール水の溢水、清浄は水温汚濁状態を考慮し、毎日利用時間内に適時行うこと。
- (4) プール水の滅菌
ハイクロン、次亜塩素酸ソーダの塩素滅菌により残留塩素が0.4~1.00ppmとなるよう常に注意すること。
- (5) その他
ア 温水の漏れ等軽易な故障については適切な対応処置を行うこと。
イ この委託業務については業務日誌、運転状況日誌、修理日誌を毎日業務終了後、委託者に提出し報告すること。
ウ 勤務終了後、機械室出入口の施錠をし、鍵を返却すること。

6 特記事項

その他仕様書に定められた以外のことについては、その都度委託者と協議し、その指示に従うこと。

中央体育館 プール自動清掃ロボット保守点検業務

1 保守点検対象

株式会社ジェイ・シー・イー・オーバーシーズ ドルフィンエース F X (ACE-50)
ドルフィンエース3001 E X

2 業務内容

- (1) 機器の安全に配慮し、日常の使用に差し支えないよう、良好な状態を保つため定期点検（年1回）、及び、異常が発生した場合の修理、調整を実施する。
- (2) 点検等には、機器を受託者に送付し、受託者は、修理、調整等を行い返送する。この場合、これに係る送料は、発送者がそれぞれ負担する。
- (3) 点検、修理等に相当の期間を有する場合、委託者の求めに応じ、受託者は代替機を無償で貸与するものとする。
- (4) 保守点検契約期間中の、通常の消耗品の交換、修理費用は無償とする。
ただし、誤操作による故障等、受託者に責務のないものの修理についてはこの限りでない。

5 報告

点検が完了した場合は、「保守点検結果報告書」を提出するものとする。

6 その他

この仕様書に定めのない事項は双方協議の上決定すること。